

令和2年第2回可児市農業委員会総会議事録

開催日時	令和2年2月3日（月）午後1時30分から3時05分
開催場所	可児市役所 5階 全員協議会室
農業委員	菱川 幸夫、 大澤 正幸、 可児 勉、 井藤 平榮、 勝野 英俊、 日比野泰成、 鈴木 啓之、 奥村 武司、 續木 明彦、 兼松 君子、 高木 伸敏、 渡邊 千春、 山田 照男
農地利用最適化推進委員	浅野 忠、 三宅 祥雅、 奥村 久光、 長谷川謙司、 溝口 茂、 鈴木 好則、 可児すみ子、 栗本 京治、 溝口 知春
欠席委員	二宮 章二
事務局	事務局長 渡辺 達也、課長 鈴木 広行、係長 加藤 哲利、主任主査 金沢 貴
議案	第4号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について 第5号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について 第6号 農地法第5条第1項の規定による農地の権利設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について 第7号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について 第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について
議長 (菱川会長)	<p>令和2年第2回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には公私共に大変ご多忙の中ご参集賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>本日の農業委員は、7番二宮章二委員から欠席届が提出されています。従って出席は13名であり、定足数に達しております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員の出席は9名です。</p> <p>これより、令和2年第2回可児市農業委員会総会を開会します。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>なお、本日の日程は、お手元に配付しました議案のとおりとなっております。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>本日の署名委員は議長において、2番大澤正幸委員、3番可児勉委員の両名を指名します。</p>
議長	<p>日程第2、議案第4号「農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について」を議題とします。</p> <p>それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	日程第2、議案第4号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権

移転申請に対する許可について説明します。

申請の内訳は、使用貸借権1件です。

受付番号1番は、今の方と今の方が使用貸借権の設定の許可を求めるものです。

土地の概要は、今字後田外11筆、地目は田と畑、面積は合計6,910㎡の農振農用地と農振白地です。

使用貸人は、申請地に使用貸借権を設定し、後継者である使用借人に経営移譲するものです。なお、この経営移譲は昭和60年頃からされていましたが、一部農地の異動があったことから一旦解消し、今回あらためて申請書が提出されたものです。使用借人の耕作面積は7,253㎡となります。

現地確認の際、同一の筆に農機具倉庫があるが、何故分筆されていないのかのお尋ねがありました。これにつきましては、農業用施設部分につき固定資産税が宅地課税されていることから、農地の部分がA、宅地の部分がBとなっていて、課税上AとBに分けています。今回の申請は農地であるAの部分となります。なお農機具倉庫につきましては、農地転用の許可が必要ないため分筆はされていません。ただし、農業用施設の届出がされていませんでしたので、申請者に届出をするよう指導しました。

この案件は、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件をすべて満たしているため、権利の移動は妥当と考えます。

議長
鈴木(啓)委員

只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言をお願いします。

8番鈴木が現地確認の報告をします。

この土地は、事務局から説明がありましたように12筆の申請が出ていますが、これは直接建物を建てるとか駐車場にするとかというのではなくて、年金の受給の関係で今父親が所有していますが、息子さんに移譲しないと年金の受給が困難ということです。現地を確認した時点では、これだけの12筆全部は現地確認をしていません。一番問題となったのは、先ほどの1つの筆がAとBに分かれていたことです。Aの部分は申請されている、Bの部分は申請されていないということで、同じ土地で2つに分かれているのはどういうことだと質問したところ、今事務局から説明がありましたとおりです。

土地云々に関しましては、別に皆さんに見ていただいた時に、農機具倉庫の件は切り離してという話でしたので支障がないと見てきました。

議長

只今の件で、何かご質問とか、聞いておきたいようなことがありますか。

【大澤委員挙手】

大澤委員

2番の大澤ですが、参考のために聞きますが親が、年をとって、息子が今度継承してやりますと農業者年金が払われる訳ですよ、この時に3条の手続きを済ませて国の方に提出すると農業者年金がもらえるようになるということですか。ということは、この手続きをしないとただ自分がやりますと農業者年金への届出だけでは、有効ではないということですか。

事務局

経営移譲年金は、経営する農地が農転により現状と相違した状態となった場合には、あらためて手続きをしないと受給できないものです。今回の案件は、昨年11月に審議していただきました5条申請で転用している筆がありましたので、それにより実際経営していない土地を含めた形ではいけないということで今回のような方法をとることになりま

す。前回5条申請された一般個人住宅部分が、申請地以外の農地にはみ出していないとか細かく確認する必要があり、今回のような状況になっています。届出自体は経営移譲をしたという届出をしていただくことによって受給できることとなります。経営の実態がそのまま残っている状況では、受給できないとなっています。

【大澤委員挙手】

大澤委員 お父さんがある程度年をとった時に息子さんに農業を引き継げば、お父さんが年金をもらえる訳ですね、そのためには、この3条の申請をして農業委員会の許可がないと年金をもらえないのですか。この申請自体に意見を言っているのではなく、年金について尋ねているのであって、届出だけでは年金はもらえない、3条の許可で必ず異動したという手続きを踏まないと農業者年金はもらえないのですか。

議長 私の例をお話しますと、私の父親が65歳になった時に3条申請を農業委員会にしまして、許可を得て農業者年金をいただけるようになりました。

【大澤委員挙手】

大澤委員 今のはきちんと手続きをされ、農業委員会の許可をとられ年金をもらえるようになったということですが、私のときはその手続きをした記憶がないが、親父はもらっていたのですが、農業者年金をもらうためには届出だけではだめなんですよ。

農業委員会の許可を得て農業者年金をもらえるのであって、65歳になったので息子が後農業をやりますという届出だけではだめと解釈すればいい訳ですね。

事務局 年金について詳細を把握していなくて申し訳ありませんが、この件に関しては、今回新規に受給される訳ではなく、以前から既に受給をされています。一部の筆について11月に住宅を建てるということで5条の転用申請がありました。この場合、一旦全ての筆について使用貸借権を解約しまして、そこから1年以内に再度不要な筆を除いて3条申請をして使用貸借権の設定をすることが条件になっているということがありまして、今回の3条申請に至っています。

【大澤委員挙手】

大澤委員 年金の窓口ではないのですか。

事務局 すみません、こちらになります。

【大澤委員挙手】

大澤委員 親父が活着ているうちに農地相続した土地の一部でも農地以外に使った場合、年金が止まるといことはあるのではないのですか。止まりませんか。やり直せば。

例えば5反あって、農業者年金をもらっていて70歳になって1反つぶしたいと思った時、1反つぶしても後4反の分はきちっと農業をやりますという手続きを踏めば年金は止まらないのですか。

事務局 今回の案件は、昭和60年代に経営移譲の届出をし、3条許可をもらって後継者が耕作されていることになっていますが、5条申請で農地にお孫さんの家を建てられるという場合、5条申請した農地だけについて使用貸借権設定を解約するのではなく、全ての農地の使用貸借権設定を一旦解約して、現行に合う形での再設定をすることで今回申請を出されたということです。ですので基本的には継続することになります。

【大澤委員挙手】

大澤委員　　そこで、私がお尋ねしたいのは、手続きをもう一度踏みなおせば数年先に親が生きているうちに一部減らしても年金は同じようにもらい続けますかということですが。

事務局　　年金の担当は、この総会にいませんので、総会が終わるまでに確認して回答させていただきます。

議長　　その他、何かご意見、ご質問等はありませんか。

議長　　【意見なし】

議長　　それでは今の年金については後程ということで。

議長　　日程第2、議案第4号「農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について」は当委員会として許可することにご異議ございませんか。

議長　　【異議なしの声多数あり】

議長　　異議ないものと認め、当委員会としてこれを許可することに決しました。

議長　　日程第3、議案第5号「農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について」を議題とします。

事務局　　それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局　　日程第3、議案第5号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について説明します。

事務局　　今回の申請は1件です。

事務局　　受付番号1番は、土田の方が農地転用の許可を求めるものです。

事務局　　土地の概要は、土田字番田、地目は畑、面積は52㎡で農振白地の3種農地と判断されます。

事務局　　転用目的は、一般個人住宅の駐車場を整備するとのこととです。

事務局　　周辺農地への被害防除策は、コンクリート擁壁及びコンクリートブロック積みを敷設することで土砂等の流出を防ぐとのこととです。

事務局　　雨水の排水は道路側溝へ排水、汚水の排水はありません。

事務局　　無断転用に対する始末書が申請書に添付されています。これは平成20年2月より駐車場として転用していたことに対するものです。

議長　　なお、この案件は5条の受付番号8番と同時申請となっています。

議長　　只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言をお願いします。

井藤委員　　受付番号1番、土田をお願いします。

井藤委員　　井藤が説明します。

井藤委員　　場所は、可児川駅の北にある幼稚園の道路を挟んで反対側にあたるんですが、5条と同時申請で出ておりますが、今回4条で出ていますのは、その入口になりますが。道路に面しており何ら問題ないかと思えます。

議長　　只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はありませんか。

議長　　【意見なし】

議長　　ご意見もないようですので、お諮りします。

日程第3、議案第5号「農地法第4条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について」は、当委員会としてこれを許可相当として市に進達することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議長 異議ないものと認め、これを許可相当として、市に進達することに決しました。

議長 日程第4、議案第6号「農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について」を議題とします。

なお、受付番号9番の案件は4番井藤平榮農業委員が申請者であることから農業委員会等に関する法律第31条の議案審議参与の制限により審議に加わるできません。

よって、はじめに受付番号9番を議題とします。4番の井藤平榮委員の退席をお願いします。

【井藤委員退席】

議長 それでは、受付番号9番について事務局の説明をお願いします。

事務局 日程第4、議案第6号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請の意見についてのうち受付番号9番について説明します。

申請の内訳は、使用貸借権の設定3件、売買による所有権移転と使用貸借権の設定で1件、賃借権の設定2件、売買による所有権移転7件、の合計13件です。

受付番号9番の案件は、土田の方と愛知県北名古屋市の法人との売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字富士ノ井、地目は田、面積は1,214㎡のうち688㎡で農振地域外の3種農地と判断されます。

転用目的は、隣接する宅地と一体利用して貸駐車場を整備するとのことです。

雨水排水は道路側溝へ排水、汚水排水はありません。

南側に残る水田の給水については、北側から申請地に暗渠を設けて対応するとのことです。管路は農地の所有者が管理するとのことです。

議長 只今、事務局から説明がありました。地元委員からの発言をお願いします。

土田をお願いします。

三宅委員 推進委員の三宅です。特に問題ないと思います。

議長 只今地元委員から意見がありました。何かご意見、質問等はありませんか。

【意見なし】

議長 ご意見もないようですので、お諮りします。

日程第3、議案第6号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見についてのうち受付番号9番について当委員会として、これを許可相当として市に進達することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議長 異議ないものと認め、日程第3、議案第6号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見についてのうち、受付番号9番については、当委員会としてこれを許可相当として、市に進達することに決しました。

それでは、井藤委員の着席を認めます。

【井藤委員着席】

議長 日程第4、議案第6号「農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について」受付番号1番から8番、受付番号10番から13番を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 日程第4、議案第6号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見については、先ほどの受付番号9番を含め、申請の内訳は、使用貸借権の設定3件、賃借権の設定2件、売買による所有権移転7件、売買による所有権移転と使用貸借権の設定で1件の合計13件です。

受付番号1番の案件は、広見の方と広見の方との使用貸借権の設定で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、広見字新福地外2筆、地目は田、面積は合計434㎡で農振地域外の3種農地と判断されます。

転用目的は、一般個人住宅を建築することです。

周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロック塀を敷設することで土砂等の流出を防ぐことです。

雨水排水は自然浸透、汚水排水は公共下水道へ排水するとなっています。

受付番号2番の案件は、石井の方と八百津の方との売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、瀬田字小豆田外1筆、地目は田、面積は合計725㎡で農振白地の2種農地と判断されます。

転用目的は、3棟の分譲住宅を建築することです。

周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロック積みを敷設することで土砂等の流出を防ぐことです。

雨水排水は道路側溝へ、汚水排水は公共下水道へ排水するとなっています。

なお令和2年1月22日に、農振除外されています。

受付番号3番の案件は、下切の方外1名と坂戸の方との売買による所有権移転と使用貸借権の設定で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下切字古入洞外2筆、地目は畑と田、面積は合計477㎡で農振白地の2種農地と判断されます。

転用目的は、一般個人住宅を建築することです。

周辺農地への被害防除策は、既設石積みにより土砂等の流出を防ぐことです。

雨水排水は道路側溝へ、汚水排水は公共下水道に排水するとしています。

なお、始末書が申請書に添付されています。これは、昭和45年頃に埋め立てをして宅地として転用したことに対するものです。

受付番号4番の案件は、下切の方と名古屋市東区の法人との賃借権の設定で一時転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下切字観音堂、地目は田、面積は2,090㎡のうち494.94㎡で農振農用

地と判断されます。

転用目的は、一時的に隣接する鉄塔敷地整備工事作業場として整備するとのことです。

雨水排水は自然浸透、汚水排水はありません。

これについて、農振農用地の特例として説明をします。

仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供する場合であって、当該農地を利用することが必要であり、かつ農業振興地域計画の達成に支障を及ぼす恐れがない場合に認められるもので、いわゆる一時的に資材置場、土砂置き場、土砂置き場、駐車場、道路等、農地への復元が容易に可能な施設として農地を利用する場合に例外的に認められるものです。

受付番号5番の案件は、矢戸の方と愛知県犬山市の法人との貸借権の設定で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、矢戸字山本外 10 筆、地目は畑と田、面積は合計 5,611.91 m²のうち 3,310.91 m²で農振白地の2種農地と判断されます。

転用目的は、自動車部品製造業駐車場を整備することです。

雨水排水は自然浸透、汚水排水はありません。

なお、無断転用に対する始末書が申請書に添付されています。これは、平成 26 年 6 月頃より許可を得ないで駐車場として使用していたことに対するものです。

受付番号6番の案件は、虹ヶ丘の方外3名と大森の法人との売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、矢戸字山本外 7 筆、地目は田、面積は合計 5,694 m²のうち 2,988 m²で農振白地の2種農地と判断されます。

転用目的は、輸送機器製造工場を建築するとのことです。

周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロック積みを敷設することで土砂等の流出を防ぐとのことです。

雨水排水は市排水路を経由して普通河川へ排水、汚水の排水は合併処理浄化槽を設置し水路へ排水するとしています。

なお、無断転用に対する始末書が申請書に添付されています。これは、平成 26 年頃から許可を得ずに駐車場として使用していたことに対するものです。

この案件はまちづくり条例の開発基準協議及び都市計画法の開発許可の対象で、令和元年 12 月 17 日に受付されています。

なお、残存農地の給水確保については、矢戸川の左岸側から右岸側にかけて横断し、起業地を経由して給水するとなっておりますが、提出された図面に経路の記載がなかったため、現在記載された図面の提出を指示しています。

現地確認の際、申請では雨水の排水が起業地から南側へとなっているが、現状は逆勾配になるようにも見られるがとの指摘がありました。これについて確認をしましたところ、逆勾配にならないように配管できるとの回答をいただいています。

受付番号7番の案件は、岐阜市の方と下呂市の法人との売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字番田、地目は田、面積は 2,060 m²のうち 2,050 m²で農振地域外の3種農地と判断されます。

転用目的は、隣接する雑種地等を一体利用して、貸店舗を建築するとのことです。

周辺農地への被害防除策は、外周にコンクリート擁壁を敷設することで土砂等の流出を防ぐとのことです。

雨水排水は道路側溝へ排水、汚水排水は公共下水道に排水するとしています。

この案件は、まちづくり条例の開発基準協議及び都市計画法の開発許可の対象ですが、現在のところ未申請となっています。

なお、貸店舗はサービス付き高齢者向け住宅となっています。

受付番号 8 番の案件は、岐阜市の方と土田の方との贈与による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字番田、地目は田、面積は 2,060 m²のうち 10 m²で農振地域外の 3 種農地と判断されます。ここは先程の受付番号 7 番の残存部分となります。

転用目的は、一般個人住宅の駐車場を整備するとのことです。

周辺農地への被害防除策は、擁壁を敷設することで土砂等の流出を防ぐとのことです。

雨水排水は道路側溝へ排水、汚水排水はありません。

なお、この案件は 4 条の受付番号 1 番と同時申請です。

受付番号 10 番の案件は、下恵土の方と下恵土の方との売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字柿添外 1 筆、地目は畑、面積は合計 316 m²で農振地域外の 3 種農地と判断されます。

転用目的は、隣接宅地を一体利用して太陽光発電施設を設置するとのことです。

周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロック積みを敷設することで土砂等の流出を防ぐとのことです。

雨水排水は市排水路へ排水、汚水排水はありません。

受付番号 11 番の案件は、徳野南の方と美濃加茂市の法人との売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字長津良、地目は田、面積は 3,150 m²のうち 1,687 m²で農振地域外の 3 種農地と判断されます。

転用目的は、6 区画に宅地分譲するとのことです。

周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロック擁壁を敷設することで土砂等の流出を防ぐとのことです。

雨水排水は土地改良区排水路へ排水、汚水排水は公共下水道に排水するとしています。

この案件は、まちづくり条例の開発基準協議及び都市計画法の開発許可の対象ですが、現在のところ未申請となっています。

受付番号 12 番の案件は、今渡の方と美濃加茂市の方外 1 名との使用貸借権の設定で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、今渡字町、地目は畑、面積は 128 m²で農振地域外の 3 種農地と判断されます。

転用目的は、一般個人住宅を建築するとのことです。

雨水排水は道路対面の道路側溝へ排水、汚水排水は公共下水道に排水するとしていま

す。

なお、無断転用に対する始末書が申請書に添付されています。これは、昭和44年に自宅を新築した際に接道がなかったため、道路に通ずる申請地の一部を通路にしていることに対するものです。

受付番号13番の案件は、下恵土の方と土田の方外1名との使用貸借権の設定で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、今渡字鳴子、地目は畑、面積は222㎡で農振地域外の3種農地と判断されます。

転用目的は、隣接地を一体利用して一般個人住宅を建築するとのことです。

雨水排水は道路側溝へ排水、汚水排水は公共下水道に排水するとしています。

なお、無断転用に対する始末書が申請書に添付されています。これは、平成25年頃から農地の一部を駐車場として使用していることに対するものです。

以上の各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議長 只今、事務局から説明がありました。地元委員からの発言をお願いします。

受付番号1番、広見をお願いします。

山田委員 受付番号1番について14番山田が説明します。

場所ですが、市立広見小学校のすぐ南で、周りはほぼ住宅地になりますが西側に田があります。この田の給排水については、用水の取り入れのため申請地の南隣地境界線沿いに側溝設置の計画がありまして、また排水については既設の排水路を使用して問題ないと思います。

議長 受付番号2番、瀬田をお願いします。

渡邊委員 受付番号2番について、13番の渡邊が報告します。

場所は、中恵土連絡所より510m南東になります。すぐ側には可児市市民運動場があります。東側は道路、北側は水路と道路、西側は宅地と道路、南側は駐車場です。これは農振除外が済んでいるところです。転用目的は、分譲住宅3棟を建築するとのことです。土地所有者は高齢で施設に入所しており、後継者もおりません。草刈等の管理は依頼されていました。雨水排水については道路側溝へ、上下水道については既存の埋設管に接続ということで、荒廃農地にならないためにも土地の活用をしていただければいいと思います。特に問題ないと思いますので、ご審議をよろしくをお願いします。

議長 受付番号3番と4番、下切をお願いします。

溝口(茂)委員 推進委員5番溝口が報告します。

受付番号3番の現地は空き家になっています。裏は神社の前の山林で、申請地の東は畑で野菜を作ってみえます。一般基準判定は隣地所有者への説明もあり、また空き家に対する始末書も昭和44年頃から宅地として無断転用していたということで出されています。

他に特に問題ないと思います。

受付番号4番ですが、現地は耕作地で、隣接地に建っている鉄塔の敷地を整備するため、一時的にその工事作業場とするということです。一時転用ということで、鉄板を敷いて工事を農繁期までに行うというものであり、特に問題ないと思います。ご審議の程お願いし

ます。

議長
日比野委員

受付番号5番、6番、矢戸お願いします。

受付番号5番について、6番日比野が説明します。

この駐車場につきましては、既に整備がされていまして今回申請されたものです。特に問題ないと思います。

受付番号6番は、工場敷地を整備されるということです。先程、事務局から説明がありましたように、勾配については問題ないという話でしたが、現地で図面を見せていただきました限り、少しどうかなと思うところがあり、これについては慎重にお願いしたいと思います。

田の中にU字溝が入っていました。排水用のものでないかと思いますが、これについての説明がなかったのですが、後でお聞きしたいと思います。

議長
井藤委員

受付番号7番と8番、土田お願いします。

4番の井藤が現地確認の結果を発表します。

受付番号7番は、先程審議しました4条の受付番号1番の土地の近くで、5条の受付番号8番と隣接しています。転用目的が貸店舗建築となっていますが、先程も事務局から説明がありましたように、老人ホームのようなものを造ると申請が出ています。土地改良区の水路には影響ないですし、上水道は西側の道路から接続、下水道は公共用下水へ接続となっています。周囲はほとんどが宅地ですし、片面は道路に接していますので何ら問題ないと思います。

受付番号8番は、4条の受付番号1番と一体申請となっています。先程の7番の図面と照らし合わせて見ていただくと分かりやすいと思いますが、7番の残地部分10㎡がこの8番となっています。

議長
可児(勉)委員

受付番号10番と11番、下恵土お願いします。

3番の可児が発表します。

受付番号10番の場所は、ホームセンターのすぐ西のところになります。この土地は以前から耕作放棄地で、雑草が生えていて、かなり勾配のある土地です。このたび、太陽光発電施設を設置するというので申請がでています。一般基準判定が全てクリアされており、何ら問題ないように見受けられましたので、よろしくお願いします。

受付番号11番の場所は、可児工業団地へ上がっていくあけぼの橋の東側で、ここは以前、申請があつて取り下げられたことが2回程度あったことを記憶しています。今回分譲地ということで出てきました。ここも問題ないように見受けられました。先程、事務局から説明があつたとおり、排水先が道路側溝とありますが、土地改良区の排水路を利用すると訂正があり、土地改良区の同意がありますので、問題ない見受けられました。審議の程お願いします。

議長
浅野委員

受付番号12番と13番、今渡お願いします。

推進委員1番浅野です。

受付番号12番について、現地確認の報告をします。

場所は国道21号バイパス住吉南交差点より北東へ300mのところ。転用目的は妻の母の所有地に使用貸借権を設定して、一般個人住宅を建築する形で申請が出ています。

なお、申請地の西側の一部を昭和44年に自宅を建築した際、農地をその自宅への進入路として利用したことに対する始末書が提出されています。

上水道は前面道路から、下水道は公共下水道へ接続となっており、特に問題ないと思います。また、隣地所有者へ説明済みです。雨水排水は道路南側の以前は農業用水路でしたが、現在は道路側溝であり、排水管でその側溝へ流します。現地確認の結果、問題ないと思いますが皆さんの意見ををお願いします。

受付番号13番について、現地確認の結果を報告します。

場所は可児市道広見土田線今渡鳴子交差点より南へ300mのところですが、転用目的は使用貸借権を設定し、隣接する宅地の一部と一体利用し、一般個人住宅を建築する形で申請が出ています。また、一部を駐車場として使用したことに対する始末書が提出されています。上水道は南側道路から、下水道は公共下水道へ接続となっており、特に問題ないと思います。また土地改良区の同意があります。雨水排水は道路側溝へ流します。現地確認の結果、問題ないと思いますが皆さんの判断をお願いします。

議長 只今、地元委員からの発言がありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はありませんか。

【大澤委員挙手】

大澤委員 受付番号5番と6番についてお尋ねしますが、5番は資料の写真のみでも駐車場に車が止まっている状況が分かります。6番の方は、始末書が出ているということは既に埋められているということですか。5番と6番を足すと6千㎡を超える面積になるのですが、こんな大きな面積を無許可で埋めていたのかどうか、それは本当なんですか。

【日比野委員挙手】

日比野委員 受付番号6番の案件については、ほとんど埋められていない状況です。草が生えておりまして耕作放棄地という状況になっているので、転用されて利用されることは、農業にとってはかえっていいと思うのですが、先程言いましたように、U字溝が入っている部分がありまして、それが排水なのかどうか分からないので、用水ではないとは思いますが、そのところの後始末をしておかないと、後から問題が起きていけないということで確認したいと思いますので、事務局をお願いします。

議長 今の質問に対して、事務局をお願いします。

〈事務局確認中〉

【栗本委員挙手】

議長 日比野委員の質問に今事務局が確認していますが、ここで6番について栗本委員が挙手されていますのでどうぞ。

栗本委員 事務局にお尋ねします。受付番号6番の案件ですが、これは何を製造する工場ですか。輸送機器の製造です。

栗本委員 加工なのか、組み立てなのか分かりますか。

事務局 手元にある資料では、そこまで承知していません。

栗本委員 最悪のことを前提に聞きたいのですが、金属を加工する工場になると排水を合併浄化槽で処理することになり、その処理水を雨水排水として一般河川に流しても良いのですか。

事務局 排水が伴うかどうかということが一番ネックになってくると思いますが、排水につきましては、開発にかかるということで昨年の12月に開発の事前協議で建築指導課にあがっていきまして、それについて環境課で公害に関すること、例えば水質汚濁防止法、土壌汚染対策法、そして県条例も含めてありますが、それについてはそこで指示等があります。

栗本委員 雨水排水と書いてありますが、排水については加工になりますと大抵有害物質が含まれていると思いますが、その水を河川に流すという計画は受付の時点でベケにしないとダメじゃないかと思いますが、いかがなものですか。

事務局 繰り返しになって恐縮ですが、最悪のことを念頭にされご心配してみえると思いますが、一番心配なのは水質の関係だと思いますが、それが周辺の家に影響があるのでないかということでご心配されていると思います。先程、合併浄化槽と申し上げましたが、これは生活雑排水とトイレの汚水について処理されます。工場から出る排水については水質汚濁防止法とか県条例で排水についての基準が設けられていますので、そちらから水質に関しまして影響がある工場であれば環境課から適切な処理をするよう指示が出ると考えています。

議長 その他、何かございませんか。
【長谷川委員挙手】

長谷川委員 推進委員4番の長谷川です。少しお聞きしたいのですが、受付番号5番と6番の中で同じ始末書が提出されていますが、これは同じ会社がやっているということと解釈して良いのですか。

事務局 ここにつきましては、両方とも同じ会社が駐車場として使用していきまして、今回一部は受付番号5番の案件にあるようにそのまま駐車場として賃借権を設定して使用し、残りの部分を受付番号6番にあるように別の会社が工場敷地として売買により使用するものです。

議長 その他、何かございませんか。
【可児(す)委員挙手】

可児(す)委員 受付番号10番の太陽光発電施設の件ですが、これだけ狭いところに造られるということですが、隣地所有者への説明について記載がないようですが。

事務局 狭いところということで、三角の形をした土地が2筆ありまして、その間にこの2つの筆と一体利用する土地があります。ここにつきましては、資源エネルギー庁の事業計画策定ガイドラインに基づいて行うということで、後は周辺の住民の方に対しては、説明等を行っているということで問題ないかと思われまます。

議長 それでは、先程の日比野委員からの質問について事務局お願いします。
【日比野委員挙手】

日比野委員 私と事務局の間に勘違いが2つありまして、私が言っていましたU字溝については、大半が区域外ということなので、今の質問は問題ないかと思えます。
事務局が気にしていたのは、受付番号6番の方で造成敷地に暗渠を入れていくところの末端がどうなるのかということが現時点で分かっていないので、申請者に問い合わせしているということでした。

事務局 今の日比野委員の続きになりますが、開発エリアの中では業者側が配管をして対応を

するということで話が進んでいまして、あらためて詳しい図面は出て来ると聞いていま
 す。

議 長 その他、何かございませんか。
 【栗本委員挙手】

栗本委員 今回の受付番号6番についてですが、申請地のすぐ西側の土地ですけれども、ここへの水
 の進入路はどうなっているのですか。

事務局 矢戸川沿いの残地についての水の進入路についての質問ですけれども、申請地の南端
 に矢戸川の反対岸から水路専用の横断橋が架かっていまして、その横断橋を経由して申
 請地の敷地内を通り、残地部分に水が供給される計画になっています。なお、申請地内の
 状況につきましては、図面が提出されていませんで分かりませんで。先程申し上げました
 ように、今図面の提出を求めているところです。

議 長 その他、ございませんでか。
 【意見なし】

議 長 ご意見もないようですので、お諮りします。
 日程第4、議案第6号「農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を
 伴う農地転用許可申請に対する意見について」受付番号1番から8番、10番から13番は、
 これを許可相当として市に進達することにご異議ございませんでか。
 【異議なしの声多数あり】

議 長 異議ないものと認め、当委員会としてこれを許可相当として、市に進達することに決し
 ました。

議 長 日程第5、議案第7号に入る前に、先程3条の審議の中で年金について質問がありまし
 たので、年金の担当に回答してもらいます。

事務局 農業者年金について説明させていただきます。
 農業者年金を受給している方で、後継者に貸し付けて経営移譲している場合には、基本
 的に受給する老齢年金に上乘せという形で経営移譲年金が支給されます。転用されます
 と上乘せになっている経営移譲年金の支給は停止となります。今回のようなケースで後
 継者の住宅用地ですとかその後継者の子、すなわち受給者にとってはお孫さんになりま
 すが、住宅用地にする場合や分家住宅を造られる場合には支給停止の対象にならない。そ
 の他にも支給停止にならないケースはあるのですが、今回はその一例となります。
 【大澤委員挙手】

大澤委員 分かりましたが、ようは身内の場合は停止にならないからいいよ、だから他人に売って
 しまうと停止になるということだと思ふのですが、身内の方に転用をしようとする場合
 には、前一旦許可をとったものを途中で変える訳ですよ。前のものを取り下げてもう一
 回やるということが正しいやり方で、これをやらないといけないうことですよ。

事務局 そうです。後継者に全部貸し付けている、後継者は使用貸借の権利をもっているので、
 一旦それを全て合意解約という形、白紙に戻して再度残りの農地を3条で使用貸借権
 設定の許可をとっていただくこととなります。

大澤委員 ありがとうございます。身内の場合はいいということを知りませんでしたので、あり

議 長 ありがとうございます。
 長 それでは、次に移ります。

議 長 日程第5、議案第7号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について」を議題といたします。
 事務局の説明をお願いします。

事務局 日程第5、議案第7号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、説明させていただきます。今回は1件の申請です。
 受付番号1番は、当初事業者の長坂の方と事業継承者の長坂の方との使用貸借権の設定で、事業計画変更の承認を求めるものです。
 土地の概要は、長坂八丁目、地目は畑、面積は429㎡、農振地域外の3種農地と判断されます。
 転用目的は、隣接宅地を一体利用して一般個人住宅を建築するとしています。
 雨水排水は道路側溝へ排水、汚水排水は公共下水道へ排水するとしております。
 なお、無断転用に対する始末書が申請書に添付されています。これは、当初事業者は本件土地に貸駐車場を整備する計画で許可済みでしたが、本来の計画と異なり令和元年6月から11月にかけて、住宅を建築して宅地として利用していることに対するものです。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言をお願いいたします。
 勝野委員 5番の勝野が現地確認の結果を報告します。
 当該申請地の真南がやすらぎの森です。当該申請地は長坂団地の一番南の端にあたります。ここは、もともと帷子の方が、団地造成する前から所有していた畑を等価交換で取得した土地を今回農転申請で提出されたものです。この土地は、デイハウスの駐車場として以前農転申請がされ許可をとっています。台帳地目は畑となっていますが、農転許可を得てからおそらく駐車場として使用していたと思いますが、そのまま地目変更がされずに残っていた。
 その当初の駐車場を一般住宅に変更したということで、変更申請が出てきた状況です。団地の中ですので、一般個人住宅を建てることは、何ら問題ないと思いますが皆さんのご審議をお願いします。

議 長 只今、地元委員からの発言がありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はいかがでしょうか。
【意見なし】

議 長 ご意見もないようですので、お諮りします。
 日程第5、議案第7号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について」は、当委員会として承認相当として、市に進達することにご異議ございませんか。
【異議なしの声多数あり】

議 長 異議ないものと認め、当委員会としてこれを承認相当として、市に進達することに決しました。

議長 日程第6、議案第8号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について」を議題といたします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 日程第6、議案第8号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について説明します。
今回の利用権の設定は、賃貸借1件の申請があります。
受付番号1番、これは土田の方と土田の方による賃貸借権の設定です。
土地の概要は、土田字戸走外1筆、農振農用地で、地目は田、面積は合計1,500㎡の再設定です。令和5年2月までの3年間、利用集積を図るものです。

議長 只今事務局から説明がありました件につきまして、何かご意見ご質問等ございませんか。

議長 【意見なし】

議長 ご意見もないようですので、お諮りをします。
日程第6、議案第8号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について」は、これを承認し市長に報告することにご異議ございませんか。

議長 【異議なしの声多数あり】

議長 異議ないものと認め、当委員会としてこれを承認し、市長に報告することに決しました。

議長 以上を持ちまして、本日の総会に付議された審議は全て終了しました。

議長 続きまして、農地法関連の報告事項及び連絡事項について事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、報告事項について事務局から説明します。
農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について説明します。
1月中に届出のあった1月受理分について報告します。
下恵土の方外17名からの届出があり、内訳は相続に伴う届出が18件です。
田は64筆、面積は30,716.16㎡、畑が38筆、面積は10,592.75㎡、合計102筆41,308.91㎡となっております。
続きまして、農地の適正管理についてです。
農地を耕作していないことなどから、近隣の耕作者・住民等から農業委員会事務局に苦情が寄せられている農地について、農地所有者に対して適正に管理するよう指導を行った農地について報告します。
1月については、1件について書面にて指導を行いました。
続きまして、錯誤による農地台帳からの記載の削除について報告します。
昨年、平成31年3月4日開催の第3回農業委員会総会で審議しました、農地中間管理権を取得して利用権の設定をしました下切字百合前の農地について、申請自体が錯誤で

あることが判明しましたので、農地台帳から削除しますのでよろしくお願いします。

次に、連絡事項について説明します。

今後の予定です。

現地確認は、2月4日締切分につきましては、2月27日木曜日です。

令和2年第3回総会は、3月3日火曜日午後1時30分から4階第1会議室で開催しますのでご参集ください。

次に、お手元に令和2年度可児市農地転用等スケジュール表を用意してありますので、よろしくお願いします。

なお、7月19日に皆さんの任期は満了になりますのでよろしくお願いします。

議

長

以上をもちまして、令和2年第2回可児市農業委員会総会を閉会します。ご苦労さまでした。